

広島県告示第七百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者を指定したので、広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	もみじカード 株式会社
所 在 地	広島市中区銀 山町四番一〇 号
歳入の内容	広島県立広島がん 高精度放射線治療 センター設置及び 管理条例（平成二 十六年広島県条例 第四十九号）に基 づく使用料及び手 数料
納 付 期 間	平成二十七年二月九日から 平成三十一年三月三十一日まで